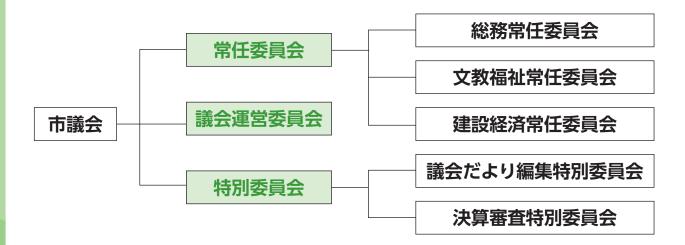


委員会ってなんだろう

委員会 とは……

条例で議会に設置することが認められている委員会は、常任委員会、議会運営委員会、特別 委員会の3種類です。これらの委員会は、本会議で全議員によって審議を進めるより、委員会 ごとに審議を分担することで、より専門的で効率的な審査が行えるため設置しています。



常任委員会

市の事務全般を各部門に区分けし、部門ごとの事務に対し適正に処理されている か調査・監視します。また、市長が提案し、本会議で付託された議案や請願などを 審査します。

旭市では3つの常任委員会が設置されており、議員は必ずどこかの常任委員会に 所属することになります。



各常任委員会の所管

総務常任委員会

秘書広報課、行政改革推進課、総 務課、企画政策課、財政課、税務 課、市民生活課、会計課、議会事 務局、選挙管理委員会、監査委員、 固定資産評価審査委員会、消防本 部、他の委員会に所管しない事項

文教福祉常任委員会

環境課、保険年金課、健康づくり 課、社会福祉課、子育て支援課、 高齢者福祉課、教育委員会

建設経済常任委員会

商工観光課、農水産課、建設課、 都市整備課、上下水道課、農業委 員会

議会運営委員会

定例会・臨時会において会議の期間の調整や日程事項、質問者の順序の調整など、議会の運営を円滑にすることを 目的として、議会全般について協議、意見調整を図ります。

特別委員会

議会が特に必要があると認めた事件を審査するために、その都度設置される委員会です。

現在、議会だよりの編集及び発行をするために「議会だより編集特別委員会」が設置されています。

また、9月定例会では、決算の審査をするために「決算審査特別委員会」が一時的に設置されます。